

村山市監査委員公告 第3号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年2月3日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 選挙管理委員会事務局
2. 監査の期間 令和4年1月20日から令和4年2月3日まで
3. 監査の範囲 令和2年12月1日から令和3年11月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果
【注意事項】業務委託において、随意契約に必要な予定価格を定めた見積もり合わせを行わずに、請書の受領のみで契約締結をしているものがある。公正性や合理性を確保するため、契約に至るまでの経緯を明確にするなど、村山市契約に関する規則に則った適正な事務を行われたい。